

2023（令和5）年10月1日から

難病医療費助成制度が変わり、指定難病の臨床調査個人票に

「**診断年月日**」欄が追加されます。

特定医療費の支給開始日を確認するため、臨床調査個人票の

「**診断年月日**」欄には「**当該臨床調査個人票に記載された内容を診断した日**」を記載いただきますようお願いいたします。

新しい臨個票は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。↓

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>



新しい臨床調査個人票 QRコード→

○難病指定医及び協力難病指定医の皆さまへ

医療費助成の開始日を確認するため、臨床調査個人票に「診断年月日」欄が追加されます。

リーフレット↓

https://www.nanbyou.or.jp/wp-content/uploads/2023/09/20230904_kaisei1f.pdf



リーフレット QRコード→

○指定難病と診断された皆さまへ

医療費助成の開始日を確認するため、臨床調査個人票に「診断年月日」欄が追加されます。医療費助成の開始時期が、申請日から「重症度分類を満たしていることを診断した日等」へ前倒しが可能となります。（令和5年10月1日以降の申請から適用されます。）